

△招 集

川越地区消防組合告示第八号

令和三年川越地区消防組合議会第三回定例会を次のとおり招集する。

令和三年九月二十四日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和三年十月一日 午後一時三十分
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

令和三年十月一日 一 日 間

△議事順序

午後一時三十分開会

- 一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 二、日程第四、会議録署名議員指名については、

加藤 進 議員
樋口 直喜 議員 を指名する。

- 三、日程第五については、令和三年三月二十六日以降受理した監査結果を報告する。
 - 四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。
 - 五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。
 - 六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、審議を行う。
- この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第三回定例会を閉会する。

△議事日程

令和三年十月一日 午後一時三十分開議

- 日程第一 会期決定について
- 日程第二 議案提出書の公表について
- 日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について
- 日程第四 会議録署名議員指名について
- 日程第五 監査結果の報告について
- 日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

令和三年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

日程第七 議案第 七号 令和二年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第八 議案第 八号 令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

△議場に出席した議員(二三人)

- | | |
|---------------|---------------|
| 第一番 道祖土 証 議員 | 第二番 森田 敏男 議員 |
| 第三番 加藤 進 議員 | 第四番 中原 秀文 議員 |
| 第五番 樋口 直喜 議員 | 第六番 吉敷賢一郎 議員 |
| 第七番 柿田 有一 議員 | 第八番 吉野 郁恵 議員 |
| 第九番 小林 薫 議員 | 第一〇番 片野 広隆 議員 |
| 第一一番 大泉 一夫 議員 | 第二二番 小ノ澤哲也 議員 |
| 第一三番 小野澤康弘 議員 | |

△欠席議員(なし)

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- | | |
|----------|-------|
| 管理者 | 川合 善明 |
| 副管理者 | 飯島 和夫 |
| 〃 | 栗原 薫 |
| 会計管理者 | 佐藤 喜幸 |
| 消防局長 | 橋本 丈夫 |
| 次長 | 齋藤 匡央 |
| 〃 | 西村 政徳 |
| 川越北消防署長 | 水村 一重 |
| 川越中央消防署長 | 沼田 健 |

川越西消防署長 藤崎進
川島消防署長 町田竹夫
総務課長 大谷清秋
予防課長 浅見篤
警防課長 木村寛
救急課長 本澤哲
指揮統制課長 長澤俊幸
新消防庁舎建設準備室長 武笠浩
監査委員 佐藤明
" 小ノ澤哲也

△議場に出席した職員

書記長 松本清一
書記 黒澤博行
" 岩渕巧
" 瀬沼健

△開 会（午後二時四十分）

○中原秀文議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和三年川越地区消防組合議会第三回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○中原秀文議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○中原秀文議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

（岩渕 巧書記 朗読）

川消総発第五一二号

令和三年十月一日

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合管理者 川合善明

議案の提出について（通知）

令和三年本組合議会第三回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 令和二年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

二 令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

○中原秀文議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○中原秀文議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第三二号

令和三年九月二十四日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月一日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消議会発第三二号

令和三年九月二十四日

川越地区消防組合監査委員 様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月一日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消総収第四九四号

令和三年十月一日

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、令和三年本組合議会第三回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

令和三年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

副管理者 飯島和夫

” 栗原薫

会計管理者 佐藤喜幸

消防局長 橋本丈夫

次長 齋藤匡央

” 西村政徳

川越北消防署長 水村一重

川越中央消防署長 沼田健

川越西消防署長 藤崎進

川島消防署長 町田竹夫

総務課長 大谷清秋

予防課長 浅見篤

警防課長 木村寛

救急課長 本澤哲

指揮統制課長 長澤俊幸

新消防庁舎建設準備室長 武笠浩

川消監収第二八号

令和三年十月一日

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員

出席通知書

要求により、令和三年川越地区消防組合議会第三回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

” 小ノ澤哲也

△日程第 四 会議録署名議員指名について

○中原秀文議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第一条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ

た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

加藤 進 議員

齋 口 直 喜 議員

を指名いたします。

△日程第 五 監査結果の報告について

○中原秀文議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、令和三年三月二十六日以降本日まで九件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第三六号

令和三年三月二十六日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 桐 野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第五号

令和三年四月二十三日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 桐 野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一五号

令和三年七月二十一日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 中 原 秀 文 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度出納閉鎖期間（四月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一六号

令和三年七月二十一日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 中 原 秀 文 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度四月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一七号

令和三年七月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度出納閉鎖期間(五月)分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一八号

令和三年七月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度五月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一九号

令和三年七月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小ノ澤 哲也

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二四号

令和三年八月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小ノ澤 哲也

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二七号

令和三年九月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小ノ澤 哲也

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第 六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

○中原秀文議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題と

いたします。

本件は、令和三年六月二十九日開会の第二回臨時会において、地方自治法第九十九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

(柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇)

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和三年六月二十九日開催の第二回臨時会において、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました消防庁舎及び訓練施設等に関するところについて審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

十月一日の会議では、消防庁舎及び訓練施設等に関するところについてを議題として、基本設計の見直しについて、用地の取得状況について、事業スケジュールについて資料を基に説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、実施設計について進めていくことから、引き続き調査する必要があるため、本日中に調査を終了することは困難であります。よって、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づく継続審査とし、定例会終了後審査したい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和三年十月一日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

○中原秀文議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第七 議案第七号 令和二年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

○中原秀文議長 日程第七、議案第九号、令和二年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第七号

令和二年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和二年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算(別冊)を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和三年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○中原秀文議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

(佐藤喜幸会計管理者登壇)

○佐藤喜幸会計管理者 ただいま上程になりました議案第七号、令和二年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、令和二年度川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、二ページをお開きいただきたいと存じます。

決算額総括表により御説明申し上げます。

予算現額は、五十九億五千八百四十八万四千円でございます。

歳入につきましては、調定額五十九億三千五百七十四万九千九百七十六円、収入済額五十九億三千四百三十三万六千九百七十六円、収入未済額七十三万八千円です。予算現額に対する決算額の割合は九十九・五九%でございます。

歳出につきましては、支出済額五十六億二千八百八十八万四千六百九十二円、翌年度繰越額二千三百三十七万九千円、不用額三億八百二十二万三千八百円です。予算現額に対する決算額の割合は九四・四七%となっております。

歳入歳出差引残額は三億五百四十五万二千二百八十四円でございます。

続きまして、決算の主な内容を御説明申し上げます。

十ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出決算事項別明細書により順次御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款、分担金及び負担金、一項一目、負担金につきましては、収入済額五十二億二千三百六十二万三千三百四十八円です。消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費で、川越市公債費、消防用地費などの個々経費でございます。

次に、二款、使用料及び手数料、一項、使用料、一目、消防使用料につきましては

は、収入済額五十五万八千九百九十一円です。行政財産使用料でございます。

二項、手数料、一目、消防手数料につきましては、収入済額五百九十七万五千二百円です。危険物製造所等設置許可申請等手数料等でございます。

次に、三款、県支出金、一項、県補助金、一目、消防費県補助金につきましては、収入済額一千七百六十八万九千九百円です。消防救急体制整備費補助金でございます。

次に、四款、財産収入、一項、財産運用収入、一目、利子及び配当金につきましては、収入済額はございません。

二目、財産貸付収入につきましては、収入済額百三十万六千八百八十六円です。財産貸付収入でございます。

次のページに移らせていただきます。

二項、財産売却収入、一目、物品売却収入につきましては、収入済額百三十七万五千円です。不用品売却収入でございます。

次に、五款一項一目、繰越金につきましては、収入済額六千九百五十万八千九百九十九円です。前年度剰余金でございます。

次に、六款、諸収入、一項一目、預金利子につきましては、収入済額はございません。

二項一目、受託収入につきましては、収入済額五百六十七万七千四百四十六円です。川越自警消防費、川越水防費に係る受託収入でございます。

三項一目、雑入につきましては、収入済額一千八十九万八千五百二十六円、収入未済額七十三万八千円です。関越自動車道救急業務支弁金、消防基金支払収入等でございます。

返還金の滞納によるものがございます。

二目、違約金及び延納利息につきましては、収入済額四十四万六千八百八十円です。建設工事請負契約解除による違約金でございます。

次に、七款一項、組合債、一目、消防債につきましては、収入済額五億九千六百八十万円です。消防施設整備事業債でございます。

次のページに移らせていただきます。

八款、国庫支出金、一項、国庫補助金、一目、消防費国庫補助金につきましては、収入済額四十七万九千円で、消防団施設整備備費補助金でございます。

以上が歳入決算の主な内容でございます。

続きまして、歳出でございます。十六ページをお開きください。

一款一項一目、議会費につきましては、支出済額三百七十九万六千八百二十二円で、報酬及び旅費等で、議会事務に係る経費でございます。

次に、二款、総務費、一項、総務管理費、一目、一般管理費につきましては、支出済額二百四十七万四千四百十四円で、報酬及び報償費等で、一般管理事務に係る経費でございます。

二目、公平委員会費につきましては、支出済額六万二百円で、報酬及び旅費等で公平委員会事務に係る経費でございます。

二項一目、監査委員費につきましては、支出済額三十六万百円で、報酬及び旅費で、監査事務に係る経費でございます。

次に、三款、消防費、一項一目、常備消防費につきましては、支出済額四十五億六千三百七十三万三千二百六十七円で、給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金、その他常備消防の事務全般に係る経費でございます。

二十六ページをお開きください。

二目、常備施設費につきましては、支出済額六億六千八百八十九万三千六十二円、翌年度繰越額一千六百二十三万五千円で、委託料、工事請負費、公有財産購入等で、常備消防の施設管理及び消防局庁舎建設等に係る経費でございます。

次のページに移らせていただきます。二項、非常備消防費、一目、川越非常備消防費につきましては、支出済額六千三百七十四万一千六百九十一円で、報酬、共済費、旅費、備品購入費、負担金、補助及び交付金等で、川越市消防団に係る経費でございます。

次のページ、川島非常備消防費につきましては、支出済額四千五百六十六万七千

九百五十六円で、報酬、共済費、報償費、旅費、備品購入費、負担金、補助及び交付金等で、川島町消防団に係る経費でございます。

次のページに移らせていただきます。三項、水利施設費、一目、川越水利施設費につきましては、支出済額七千二百八十八万三千五百五十三円、翌年度繰越額五百四十四千円で、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金、補助及び交付金等で、川越市水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

次のページに移らせていただきます。二目、川島水利施設費につきましては、支出済額百七十八万四千五百三円で、負担金、補助及び交付金等で、川島町水利施設の管理に係る経費でございます。

四項、自警消防費、一目、川越自警消防費につきましては、支出済額三百六十三万七千七百四十四円で、工事請負費、負担金、補助及び交付金等で、川越市自警消防隊に係る経費でございます。

五項、水利費、一目、川越水利費につきましては、支出済額二百三万九千七百二十円で、共済費等で、川越市水防団に係る経費でございます。

次に、四款一項、公債費、一目、元金につきましては、支出済額二億三百三十四万四千九百三円で、組合分等元金償還金でございます。

次のページに移らせていただきます。二目、利子につきましては、支出済額五百六十七万七千八百八十五円で、組合分等利子償還金でございます。

最後に、五款一項一目、予備費につきましては、支出済額はございません。

以上が歳出決算の主な内容でございます。

なお、三十六ページ以降にお示しをさせていただきます実質収支に係る調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました決算資料等を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和二年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。

すみません。ただいまの説明に誤りがございました。

まず初めに、収入のほうでございます。六款二目、違約金及び延納利息につきまして、収入済額四十四万六千六百十円と申し上げるところを四十四万六千八百八十円と申しましたが、正しくは、四十四万六千六百十円でございます。

次に、歳出のほうでございます。三款、消防費の五項、水防費、一目、川越水防費と申し上げるところを、五項、水利費、一目、川越水利費と申し上げてしまいました。謹んで訂正申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○中原秀文議長 代表監査委員。

(佐藤 明代表監査委員登壇)

○佐藤 明代表監査委員 令和二年度川越地区消防組合一般会計決算について、監査委員を代表して審査結果の概要を御説明申し上げます。

内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。本決算について、決算書及び決算附属書類等を審査いたしましたところ、いずれも法令に基づき適正に作成されておりました。また、その内容についても計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い、おおむね適正に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。

それでは、一般会計の決算収支の状況について申し上げます。なお、金額につきましては千円未満を切り捨てた数値で申し上げますので、御了承願います。

当年度の決算額は、歳入が五十九億三千四百三十三万六千円で、前年度に比べ、九・四％増加しております。また、歳出は五十六億二千八百八十八万四千円で、前年度に比べて五・二％増加しております。

次に、歳入決算額及び歳出決算額を款別に見ますと、歳入では、前年度より増加した主なものは組合債で三億六千七百三十万円、前年度に比べて二六〇・〇％増加しております。歳出においては、前年度より増加したものは消防費で、三億九千七百三十七千円、前年度に比べて七・九％増加しております。また、決算額が前年度より減少した主なものは公債費で一億一千八百二十五万三千円、前年度に比べて三六・二％減少しております。

予算流用については、前年度に比べて八件、二千六百八十八万四千円減少しております。流用は、真にやむを得ない場合に認められる予算執行措置であることや、予算が議決を経て成立したという経緯を十分に踏まえつつ、財務に関する規則等にとつた適切な運用に努められるよう要望いたしました。

近年、消防行政を取り巻く環境は、災害の大規模、複雑、多様化や急速に進む少子高齢化、住民ニーズの多様化等により、様々な分野で大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の見通しはなく、経済や日常生活に大きな影響をもたらしております。こうした中、地域社会における安全・安心の確保という責務を果たすため、職員が一丸となり、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、火災、救急、救助、災害対応等に的確に対応されていることにつきましても敬意を表しました。

今後の見通しといたしましては、少子高齢化の影響等により、構成市町の財政状況が厳しい中、消防車両の更新、新消防庁舎の建設等が予定されており、引き続き厳しい財政運営を強いられるものと考えられます。今後も、限られた財源の中、より一層、効率的・効果的な事業の執行に努めるとともに、社会環境の変化や多様化する住民ニーズ、さらには発生が危惧される首都直下型地震による大規模災害等に迅速、的確に対応するため、中長期的視点に立った消防、救急体制の充実強化に努めるよう、要望いたしました。

最後となりますが、今後の消防行政の運営に当たりましては、川越地区消防組合消防基本計画に基づき、PDCAサイクルによる事業の見直しを行い、当該計画に掲げた、住民が安全・安心を実感できるまちの実現に向け、より一層の努力を期待しております。

以上をもちまして、令和二年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○中原秀文議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。片野広隆議員。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 ただいま上程されました議案第七号、令和二年度一般会計歳入歳出決算について何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず一点目に、施策の成果を拝見させていただきますと、令和二年度において消防車両整備で救急自動車三台、消防ポンプ自動車二台が更新整備され、一億六千八百二十二万三千円が計上されております。そこで、令和二年度における川越地区消防組合の基準消防力と現有消防力の充足率の概要と人員、車両、それぞれの今後の整備予定をお伺いいたします。

二点目に、平成二十七年から義務化されたストレスチェックの令和二年度における実施状況について、対象人数、回答状況、高ストレス者数やその比率、医師への面接状況はどうなっているか、令和元年度の状況も合わせてお伺いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応が職員のストレスにどのように影響しているか、組合として把握されていれば、併せてお伺いをいたします。

三点目に、令和二年度の消防職員の残業状況について、時間数が多い職員の上位三名の残業時間数、所属、残業時間が増えた要因についてお伺いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響がそれほど大きくなかった令和元年度の残業状況についても、同じように上位三名の残業時間数、所属、その要因についてお伺いさせていただきます。

あわせて、例年、予算編成時など総務課の職員担当など、特定の時期や部署において特定の職員に過度な残業が発生している状況が見受けられますが、消防局として改善、取組状況についてお伺いをさせていただきたいと思います。

四点目、令和二年度を含め、過去三年間の職員の採用状況について、募集人数、

申込者数、実受験者数、実際の採用者数、そしてそれぞれ男女比率はどのような状況になっているのかお伺いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、採用試験等に与えた影響と消防組合としてどのような対応を行ったのかお聞かせいただきたいと思います。

五点目に、令和二年度における川越・川島両消防団の定数に対する団員数や活動状況並びに新規入団などはどのような状況になっているのか。あわせて、消防庁も推進している学生団員や機別団員の確保に向けた取組状況はどのようなものか、お聞かせいただきたいと思います。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、基準消防力と現有消防力の差における人員及び車両の整備状況につきましては、総務省消防庁による消防施設整備計画実態調査の結果等を踏まえながら、現在、整備を進めているところでございます。なお、充足率の低い予防要員につきましては、調査算定基準によると現有と比較して少なく計上されるものであり、現状では、予防要員以外の職員も多数予防業務に従事しております。今後も、組織体制の見直しを含め、充足率を満たすよう、引き続き検討を重ねてまいります。

また、消防整備計画の実施状況については、令和二年度につきましては、おむね予定どおりの整備が行われました。令和三年度につきましては、支援車一台、資機材搬送車一台、広報車二台、起震車一台、連絡車三台を整備する予定でしたが、財政状況により連絡車一台のみの整備予定となっております。

次に、ストレスチェックの状況についてでございますが、令和二年度につきましては、職員四百三十三名を対象に実施し、受検者四百九名、有効回答者は三百九十一名で、回答率九四・五％となっております。また、有効回答者三百九十一名のうち、高ストレス者数は三十二名で、全体の八・二％となっております。

令和元年度につきましては、職員四百三十四名を対象に実施し、受検者三百九十名、有効回答者数三百六十八名で、回答率八九・九％となっております。また、有

効回答者三百六十八名のうち、高ストレス者数は三十名で、全体の八・二％となっております。

また、令和元年度及び令和二年度の二年間で、高ストレス者と判定され、医師の面接を受けた職員は、令和元年度の一名となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症によるストレスへの影響は把握してございません。

次に、令和二年度及び令和元年度において時間外勤務の多かった職員の所属とその要因及び対策についてでございますが、令和二年度において時間外勤務が多かった順に申し上げますと、四百十一時間で総務課、次いで、三百八十七時間で総務課、三百五十七時間で警防課の順となっております。

総務課の職員は全て人事や給与等を担当している職員でございます。時間外勤務が多かった要因としては、採用事務や人事異動に関する事務によるものでございます。

警防課の職員に時間外勤務が多かった要因としては、主に、東京二〇二〇オリンピック競技大会、ゴルフ競技への対応に係る事務によるものでございます。

令和元年度において、時間外勤務が多かった順に申し上げますと、五百七十五時間、五百四十五時間、五百十八時間の順となっており、全て総務課の職員で、令和二年度と同様に、人員や給与等を担当している職員でございます。

時間外勤務削減の対策といたしましては、業務量の偏りを解消するため、令和二年度に総務課の人事や給与等を担当する職員を一名増員し、その解消を図っております。

今後もし引き続き、時間外勤務を縮減するため、時間外勤務の管理の徹底、各課業務内容に応じた人員配置に取り組んでまいります。

次に、職員採用状況についてでございますが、平成三十年度から令和二年度の募集人数、申込者数、受験者数、採用者数並びに申込者数及び採用者数の男女比については、平成三十年度の募集人員は五人程度となっており、申込者数は六十三名で、

うち女性二名、受験者数は四十八名、採用者数は九名で、女性の採用者はおりませんでした。令和元年度については、募集人数は七人程度となっており、申込者数は五十七名で、うち女性三名、受験者数は四十二名、採用者数は九名で、男性八名、女性一名となっております。令和二年度については、令和二年十月一日採用と令和三年四月一日採用の二回、採用試験を実施しており、令和二年十月一日採用分については、募集人数が二人程度となっており、申込者数は五十九名で、うち女性四名、受験者数は五十三名、採用者数は三名で、男性二名、女性一名となっております。

令和三年四月一日採用分については、募集人数が九人程度となっており、申込者数は七十六名で、うち女性二名、受験者数は六十三名、採用者数は十三名で、男性十二名、女性一名となっております。

令和二年度の消防職員採用試験に関し、新型コロナウイルス感染症の影響があったかについては、九月の統一試験日が緊急事態宣言中となったため、十月の統一試験日に採用試験を実施する団体があり、試験日が分散したことから例年に比べ受験者が増加しました。また、試験の実施に関し、いわゆる三密を回避するため、試験会場を消防局講堂と川越中央消防署講堂の二か所に分けて実施いたしました。

次に、消防団の状況についてでございますが、消防団員数の状況につきましては、令和二年度末日現在の川越市消防団の定数は、三百三十人で、実員数二百七十一人、川島町消防団の定数は百二十九人で、実員数百七十七人となっております。

次に、令和二年度の消防団の活動状況につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、消防団ポンプ操法認定審査会や消防特別点検等の各種行事を中止するとともに、例年実施している主要駅での対面式の隊員募集活動についても自粛いたしました。災害活動や少数の人数で実施する研修、訓練につきましては、感染対策を行いながら実施いたしました。

次に、令和二年度の新入団員につきましては、川越市消防団は十五人、川島町消防団は八人が入団しております。

現在の学生団員の状況と機能別消防団員の状況といたしましては、令和二年度末

日現在、川越市消防団は実員数二百七十一人に対し、十三人の学生団員が消防団員として活動しており、川島町消防団は百七十七人に対し、学生団員はおりません。

なお、川越市消防団、川島町消防団ともに、機能別消防団員は設けておりません。以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 それぞれお答えをいただきました。二回目の質問をさせていただきます。

再質問の一点目として、ストレスチェックについて、さらにお伺いをさせていただきます。それぞれストレスチェックの実施状況と高ストレス者の人数や比率について御答弁をいただきましたが、有効回答者数三百九十一名に対して、高ストレス者が三十二名、十人弱に一人が過度なストレスを感じているという答えが出ているのかなと思いますが、消防組合として高ストレス者の業務や過度なストレスの要因を把握していれば、その概要について伺わせていただけます。

また、組合での業務が要因になっているものに対して、使用者として改善に向けた取組について、どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、職員採用についてもお伺いをさせていただきます。

受験者数、採用者数、それぞれお伺いをさせていただきましたが、どうしても女性の受験者数、採用者数が少ないような印象を持ちました。そこで、現在、国を挙げて女性活躍推進に向けた取組が各方面で実施されておりますが、川越地区消防組合として今後の女性職員の採用に対する考え方と、その前提として採用試験における女性受験者数の増加への取組について、どのように考えているのかお伺いをいたします。

続きまして、消防団活動についても伺わせていただきます。

現在、学生団員が川越市消防団に十三名の方が活動をされているというお答えをいただきましたが、一方で、活動範囲が限定される機能別消防団員については、現在、川越も川島もいらっしやらないというところで、今後この機能別消防団員の確

保、活用について、どのように考えていくのか伺わせていただきます。

最後に、局長に伺わせていただきます。令和二年度決算が今回上程をされておりますが、この二年度決算から見える川越地区消防組合の課題や今後取り組むべき施策について、どのようなお考えをお持ちなのか聞かせていただき、私の質疑とさせていただきます。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、ストレスの要因と対策についてでございますが、令和二年度及び令和元年度のストレスチェックの状況から、高ストレス者の多い業種、業務種別は、指令業務、救急業務、事務職の順となっております。

ストレスの要因といたしましたしましては、業務の裁量の度合いが低いこと、業務の量的負担が多いことなどが挙げられます。対策といたしまして、職員の業務の適正を判断するため、自己申告制度を設けており、人事異動などに反映させることで職員の負担の軽減を図っております。

次に、女性受験者を増やすための取組についてでございますが、女性消防職員の積極的な採用のため、組合管内の全ての高等学校及び大学に消防職員募集案内を配布しております。また、消防職員募集案内に育児と仕事が両立できる職場であることを啓発するため、育児休業取得経験者の体験談及び子育てに関する休暇制度を掲載しております。

今後につきましては、女性応募者を対象としたポスターの作成等、女性消防職員の積極的な採用に関する方策を推進してまいります。

次に、女性消防職員数の目標につきましては、現在職員数四百三十三名に対し、女性消防職員二十三名、五・三%ですが、二十四名以上、五・五%以上を目標に積極的に女性消防職員を採用してまいります。

次に、今後の機能別消防団員についてでございますが、川越市消防団、川島町消防団といたしましては、機能別消防団員は活動内容が限定されることから、災害活

動や火災予防広報等の多岐にわたる活動ができる通常の消防団員の確保を優先することとしております。

以上でございます。

(橋本丈夫消防局長登壇)

○橋本丈夫消防局長 令和二年度決算を受けての課題と今後の取り組んでいく施策につきまして御答弁申し上げます。

令和二年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、当組合におきましても職員の研修や訓練、各種行事が思うように実施できず、大きな課題となりました。また、財政状況の悪化による消防車両や活動資機材の更新整備も思うようにできない課題も発生いたしました。

このような状況の中、今後取り組んでいく施策といたしましては、新たなＩＴツールを活用した職員研修や訓練技法の見直しを進めるとともに、創意工夫による消防車両や活動資機材の運用を進めることが必要と考えております。

以上でございます。

○中原秀文議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。

―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。

本件を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

△日程第八 議案第八号 令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

○中原秀文議長 日程第八、議案第八号、令和三年度川越地区消防組合一般会計補正

予算(第二号)を議題といたします。

議案第八号

令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百八十九万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四億二千五百二十一万九千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和三年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

(橋本丈夫消防局長登壇)

○橋本丈夫消防局長 ただいま上程になりました議案第八号、令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書八のページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百八十九万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四億二千五百二十一万九千円にしようとするものでございます。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、八の二ページの「第一表歳入歳出予算補正」の金額にしようとするものでございます。

続きまして、別冊の令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第二号)により御説明申し上げます。

初めに、三ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

常備消防費五十三万九千円の増額は、新型コロナウイルス感染症感染防止用品等の購入に伴い、職員事務及び救急事務を増額しようとするものでございます。

次に、川島水利施設費六百二十七万円の増額は、防火水槽撤去工事の追加に伴い、川島町水利施設管理を増額しようとするものでございます。

次に、予備費三百万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策や災害等の不測の事態に備えるため、増額しようとするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

負担金九百八十九万九千円の増額は、消防組合負担金といたしまして、消防費等の増額に伴い、川越市、川島町それぞれの共通経費並びに川島町水利施設費を増額しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

決定いたしました。

△追加議案提出

○中原秀文議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を書記に朗読させます。

(岩渕 巧書記 朗読)

川消総発第五百十三号

令和三年十月一日

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合管理者 川合善明

追加議案の提出について(通知)

令和三年本組合議会第三回定例会に、次の議案を追加提出いたします。

記

一 監査委員の選任につき同意を求めることについて

△日程追加

○中原秀文議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました一件を日程第九として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第九 同意第 四号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○中原秀文議長 日程第九、同意第四号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第四号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合監査委員に選任したいので、川越地区消防組合規約第十四条第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市郭町二丁目九番地四十六

佐藤 明

昭和二十四年十二月二十九日生

令和三年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明(管理者)

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第四号、監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合監査委員佐藤明氏が本年十月十三日をもって任期満了となりますが、ここに同氏を再任したいと考えますので、川越地区消防組合規約第十四条第二項の規定により議会の御同意を求めるものであります。

同氏は、昭和二十四年生まれで、川越市郭町二丁目に御在住であります。昭和四十七年に川越市に就職され、平成二十二年三月に定年退職されるまでの間、指導部生涯学習課長、高齢福祉課長、保健福祉部次長、市長室参事、保健医療部長、総務部長等の要職を務められ、平成二十二年三月に定年退職されました。その後、平成二十二年四月から平成二十五年三月まで、川越市再任用職員として川越市教育委員会教育総務部北公民館長を務められ、平成二十五年五月から平成二十八年三月まで一般社団法人川越市医師会事務局長を務められ、平成二十九年十月から本組合監査委員としてその職に当たられている人格、識見ともに高い方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件の採決を行います。

本件を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。この休憩は五分間といたします。

午後三時三十六分 休憩

午後三時四十一分 再開

○中原秀文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程追加

○中原秀文議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十として日程に追加し、議題にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第一〇 一般質問について

○中原秀文議長 日程第十、一般質問についてを議題といたします。

通告順に発言を許可します。吉敷賢一郎議員。

(吉敷賢一郎議員登壇)

○吉敷賢一郎議員 議長のお許しをいただきましたので、通告してあります項目について一般質問を申し上げます。

本日、大型の台風十六号が関東へ最接近しています。当消防組合の職員も今このときにも災害や緊急の出動のため、緊張感を持って待機、もしくは既に活動をしていることと思います。消防の仕事としては、主に警防、予防、救助、救急など、職員の日頃からの研さんにより、それぞれの質を高め充実を図っていたに感謝いたします。とで、私たちが安心して暮らせる日常を守り続けていることに心から感謝いたします。

当消防組合では、様々な事業や行事も行われていると思います。私たち議員も来賓として招かれている行事も種々あります。

そこで、まず一点目に、当消防組合が主催している主な催しやイベントなど、年間行事にはどのようなものがあるのか伺います。あわせて、川越市主催のイベント等で協力している行事には、どのようなものがあるのか伺います。

二点目に、一昨年から新型コロナウイルス感染症拡大により、それら行事への影響や実施状況を伺います。

三点目に、それら行事を今後実施していく場合の判断基準を伺います。

ここまで年間行事に関して質問してまいりましたが、もう少し長いスパンで行事を見ていきたいと思えます。

様々な組織や団体の多くは、区切りのよい年で周年事業として式典や記念誌の発行、その他イベントなどを行うことが多いようです。川越市も来年、川越市市制施行一〇〇周年を迎え、様々な記念事業が予定されています。当消防組合も、その翌年となる令和五年には、設立五〇周年を迎えます。そこで、四点目になりますが、

当組合のこれまでの周年事業の内容はどのようなものだったのか伺います。

先ほども申し上げたように、当組合は二年後に五〇周年を迎えようとしているわけですが、これまでの周年事業と比べたとき、この半世紀というこれまでにない一番大きな区切りの年になるうかと思うこの五〇周年事業が特別に何かこれまでの周年事業と比べて違うところがあるのかを伺い、一回目の質問とさせていただきます。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、年間行事として消防組合が主催しております行事等の概要でございますが、月ごとに申し上げますと、六月は消防団ポンプ操法認定審査会、これは各年度で実施しているものです。十月は自衛消防隊消防操法競技大会、これは危険物防火安全協会と共催で実施しているものです。また、消防特別点検がございます。一月は消防出初式、二月は消防音楽隊定期演奏会、三月には定例表彰式がございます。

また、年間を通して普通救命講習、防火管理者講習がございます。

次に、消防特別警戒でございますが、川越市主催のイベントの際、実施しているものでございます。例年ですと、川越夏祭り、小江戸花火大会、川越祭り、小江戸マラソン大会で実施しております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大による行事等への影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が確認されてから令和二年三月の定例表彰式が中止になって以降、これまでの間、ほとんどの行事が実施できておりませんが、普通救命講習、防火管理者講習につきましては、人数制限、感染防止対策を徹底し、回数を減らし実施しております。

消防特別警戒につきましては、川越市のイベントが中止となりましたので実施しておりません。

なお、一年間延長された東京二〇二〇オリンピック競技大会ゴルフ競技が川越市内の霞ヶ関カンツリー倶楽部において開催されましたが、消防組合による特別警戒といたしましては、テロ等による災害に備えるため、消防局及び各消防署に警戒本

部を設置し、組合管内全体の警戒レベルを上げるとともに、霞ヶ関カンツリー倶楽部内に特別編成の消防部隊等を配置いたしました。

次に、コロナ禍における行事等実施の判断基準でございますが、前提として、緊急事態宣言が発令されていないこと、また、感染防止対策が確実に実施できることを基準とし、関係機関との調整により実施の判断をしております。

次に、これまでの周年記念事業についてでございますが、過去全ての周年記念事業といたしまして、記念誌の発行、記念式典の開催をさせていただきました。加えて、平成五年の設立二〇周年では、当組合のさらなる団結と職団員の士気の高揚を図るため、組合旗及び消防歌を作成、平成一五年の設立三〇周年では、川越市消防団、川島町消防団の消防団旗を作成、平成二五年の設立四〇周年では、消防フェア、川越市消防団、川島町消防団、各分団の分団旗の作成と各周年の記念となる事業を実施してまいりました。

次に、これまでの周年記念事業との違いについてでございますが、過去の周年記念事業につきましては、担当課が主体となって事業を実施してまいりましたが、五〇周年記念事業に向けては、記念事業実行委員会の設置に加え、下部組織に実行委員会幹事会、さらに幹事会の所掌事項の円滑な遂行に必要な作業部会を設置しております。

また、組合設立五〇周年記念キャッチフレーズ及びロゴマークを一般公募し、記念事業の広告塔として使用することとなっております。

以上でございます。

(吉敷賢一郎議員登壇)

○吉敷賢一郎議員 種々答弁をいただきました。御答弁から、当組合では様々な行事、講習、川越市の行事への消防特別警戒が行われていること、しかし、新型コロナウイルスの感染拡大後、大きな影響を受け、ほとんどの事業が中止になっている状況を確認させていただきました。しかし、そのような中でも、普通救命講習や防火管理者講習については、人数を制限したり感染対策をしながら実施し、さらには今年、霞ヶ関

カンツリー倶楽部で開催された東京オリンピックゴルフ競技に関しては、消防特別警戒を実施したことを理解させていただきました。

今後の行事実施の判断基準については、まずは緊急事態宣言が発令されていないことと、万全な感染防止対策を前提として判断していくとのことでした。消防組合職員は、管内に住む人々の命の要でもありますので、行事等の開催により感染等が起らないよう、今後も努力していただくことを強く望みます。

次に、周年事業に関してですが、これまでの周年事業の内容並びに五〇周年事業に関して伺いました。今回の五〇周年に関しては、担当課だけでなく、事業に向けた実行委員会を編成したということ、さらにその一環としてキャッチフレーズやロゴマークを公募し、使用していくことを確認させていただきました。

そこで、当組合のホームページを見ると、このような見出しがありました。ホームページの最新情報にこのような組合設立五〇周年記念キャッチフレーズ、ロゴマーク募集とあります。それぞれに最優秀賞には賞状と商品券、希望により一日消防局長やしご車搭乗体験ができ、消防組合ならではの副賞には大きな魅力があると感じる方もいるのではないのでしょうか。

そこです、一点目の質問として、ちょうどこの募集期間が八月十六日から九月三十日ということで、昨日で締め切られたと思いますが、その募集状況をお伺いします。

これは、非常に個人的な考えですけれども、副賞である一日消防局長、これにはすごく興味があるんですけれども、これは一体どういことをするのか二点目に伺います。

三点目に、今回は組合設立五〇周年ということで、記念事業に向けた組織が構成されました。実行委員会、幹事会、作業部会ですが、その構成メンバーや人員並びに構成された時期を伺います。

二回目の最後に、川越地区消防組合設立五〇周年事業をどのような事業にしたいと考えているのかを伺います。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、組合設立五〇周年キャッチフレーズ及びロゴマークの募集につきまして、令和三年八月十六日から九月三十日までの間、応募者に制限をつけず、全国からの応募を受け付けました。現在までの応募総数は、キャッチフレーズに百四十八件、ロゴマークに九十六件でございます。応募者を見てもみますと、北は青森県、南は熊本県から、年齢で見てもみますと、最高齢者は八十四歳、最年少者は九歳の方から応募があり、この事業が広く周知されたと感じております。

今後の予定といたしますと、一次審査を五〇周年記念事業実行委員会作業部会で審査し、各候補を十点到絞りに絞り、二次審査では、川越市、川島町在住、在勤、在学の皆様からの投票により、各候補を三点到絞ります。最終審査は、五〇周年記念事業実行委員会の審査により、最優秀賞一点、優秀賞二点を十二月に決定する予定となっております。

次に、副賞にあります一日消防局長の実施内容でございますが、通常点検の点検者、大型商業施設への消防特別査察、駅前での予防広報などを計画しており、日頃体験できない消防局長の任務を経験していただきたいと考えております。

なお、実施内容及び実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症などの社会情勢を考慮しながら、引き続き検討してまいります。

次に、設立五〇周年記念事業実行委員会等の構成メンバーについてでございますが、記念事業の企画立案及び実施に関し、必要な事項を審議、決定するために、令和三年七月七日、川越地区消防組合設立五〇周年記念事業実行委員会を設置し、消防局長を委員長とし、次長、署長、参事の計九名で構成されております。

実行委員会には、所掌事務を検討及び調整を行うための幹事会を設置し、総務担任次長を幹事長とし、消防局課長、副課長、副室長、消防署副署長、統括管理課長の計十二名で構成されております。さらに、幹事会の所掌事項の円滑な遂行に必要な作業を行うため、作業部会を設置しております。作業部会は検討事業別に三部会

あり、記念事業等を検討するセレモニー作業部会、PR事業等を検討するプレスオペレーション作業部会、記念誌等を検討するパブリッシング作業部会で、幹事会構成員を部会長、副部会長として、各部会八名から九名で構成されております。作業部会員のうち、半数は職員からの公募によるもので、普通勤務者十名及び隔日勤務者八名で構成され、各世代の職員が事業に携わっております。

次に、五〇周年事業をどのような事業にしたいと考えているのかについてでございますが、五〇周年記念事業企画立案、検討を始めるに当たり、基本方針として、様々な記念事業を通じ、住民の皆様とのつながりを深め、次世代を担う子供たちの夢や希望を育み、安全で安心な暮らしの実感を高めるための記念事業とするものと定めました。今後、消防団をはじめとした関係団体の皆様と協力しながら、五〇周年記念事業を通じて、これまで先人たちが築き传承されてきた当組合の歴史を振り返るとともに、これを将来へと大切に受け継ぎ、川越市民及び川島町民とともに、安全・安心が実感できるまちを発展させていきたいと考えております。

以上でございます。

(吉敷賢一郎議員登壇)

○吉敷賢一郎議員 種々答弁をいただき、ありがとうございます。三回目の質問を行わせていただきます。

二年後の五〇周年事業は、これまでにない取組を始めているということで理解させていただきました。まだ事業に向けた組織が構成されてから間がなく、事業の内容に関しては今後検討していくことになろうかと思っておりますが、作業部会の半数は職員の中から公募ということですので、職員から広く意見を聞き、歴史ある川越地区消防組合の五〇周年にふさわしい事業をつくり上げていただくことを願っています。私個人としても、どのような事業になるのかを楽しみにさせていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、来年、川越市は市制施行一〇〇周年となります。当消防組合の設立五〇周年も同様ですが、これらの周年事業はゴールではなく、一つ

の区切りであり、通過点であると考えます。そこで、消防局長に伺いますが、この事業が終わった次の五十年へ向けて、この事業が新たなスタートになると思いますが、次の五〇周年に向け、どのような消防組合をつくり上げていきたいかを最後に伺い、私の一般質問とさせていただきます。

(橋本丈夫消防局長登壇)

○橋本丈夫消防局長 次の五十年に向けてどのような消防組合にしていきたいかについて御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、世界は大きく変わってまいりましたが、消防の基本である災害の防除と被害の軽減という任務は決して変わりません。今後とも今まで同様、日々訓練を重ね、住民の皆様の暮らしに寄り添い続ける組織でありたいと考えております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 通告をしました救急業務の現状について一般質問を申し上げます。

近年、高齢化に伴って、救急活動で出勤する業務が大変増えているというのが近年の傾向でした。しかしながら、新型コロナウイルスの感染が拡大したことに伴って、こうした救急の実際についても少し様子が変化している部分があるのではないかとこのように推察をされます。メディアでも、特に医療機関の逼迫状況などと照らし合わせながら、状況が伝えられていますけれども、その現場を担っているのは救急の職員の皆さん方だろうというふうに思います。

そこで、まず、救急出勤の現状についてお伺いしたいと思います。昨年度、令和二年度と、それから最近、今年度という状況であるのかも含めてお伺いをしたいと思います。

以上、一回目といたします。

(本澤 哲救急課長登壇)

○本澤 哲救急課長 救急出勤の現状について御答弁申し上げます。

令和二年の救急出勤件数につきましては、一万六千二百二十六件で、令和元年と比較しまして十・四％の減少となっております。主な要因として、一回目の緊急事態宣言の発出などにより、新型コロナウイルス感染に伴う衛生意識の向上や不要不急の外出自粛といった行動変容などによるものと考えられます。

令和二年と令和三年の一月から八月までの救急出勤件数の比較につきましては、令和二年が一万六千五百二十二件、令和三年は速報値ではございますが、一万一千二百四十四件で、五・六％の増加をしております。主な要因として、熱中症の件数は減少しておりますが、人流が増加したこと、また、新型コロナウイルスの変異株により感染者が増加したことなどが考えられます。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 動向について御答弁をいただきました。

昨年度は、外出自粛などで救急の要請等、大分減ったということで見えておりましたけれども、今年、とはいえ、速報値で増えているという状況でした。メディアの報道などでも、こういったところがうかがえます。特に、とりわけ、これに加えて新型コロナウイルスの変異がかなり夏場に広がったので、よりこれに対する危惧が多かったのかなというふうに思います。特に自宅待機者などの対応なども出てくるということで、こうしたところ、それから、川越の中ではオリンピックがあつたということ、この影響も非常にあります。現場はかなり逼迫をした状況もあつたんじゃないかなというふうに理解しております。

今回、この問題を一般質問するに至ったきっかけなんですけれども、実は私自身が開いた市政懇談会の中で、地域のある女性の方が、懇談会の中で訴えておられまして、少し概要を申し上げますと、近所の方で数日前から雨戸を、夏場の昼間にもかかわらず、雨戸を締め切っておられる方がいらつしやつたと、心配になって声をかけたところ、熱中症かなということで、具合が悪くなつて、数日前に救急車を呼

んだんだということでした。救急隊が到着をしたときに立って歩けた状況ではあった、大変つらかったのですが、そのまま搬送されるかどうかというところで、隊員が対応してくれたときに歩けたというような状況で、隊員の方に歩けるじゃないかというような言葉をかけられたということがあったそうです。その後のやりとりの詳細については、あまり問いただしていたわけではなかったんですが、その女性の方が当事者に聞いたところによれば、こういうふうに救急車を呼んでは悪かったのか、自分で何とかしておったほうがいいのかなということが怖くなって、翌日から雨戸を閉めて生活をされたということだったんです。現状、いろいろ逼迫をして、やり取りの中でたまたまかけた言葉の一つだったとは思いますが、とはいえ、こういった形で多くの方に不安が残るような形になるのは、あまり適切ではないだろうというふうに感じたからであります。

こういったことが起こるのも、現場にかなり逼迫した状況が出ていることによつて、こういうことが起きたんだらうなと思うので、改めて今年の夏季における救急出動について伺っておきたいと思えます。令和二年と三年の救急出動について、特に、オリンピックの中でどうなったかも含めて、それから現場に行つて不搬送になった事例ですとか、コロナの患者に対する搬送状況、それから、深刻な状況になつて搬送したけれども、亡くなったというようなことがあったのかどうか、この点などについて、細かく救急の出動状況、特に夏場の出動状況について伺いをして、二回目といたします。

(本澤 哲救急課長登壇)

○本澤 哲救急課長 令和二年及び令和三年、七月、八月における救急出動について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送についてでございます。令和二年は、七月、八月がゼロ人に対し、令和三年は、七月が二十八人、八月が百七人で、合計百三十五人ございました。変異株の感染拡大による病床逼迫の影響により、自宅からの救急陽性が急激に増えた状況でございます。

搬送された百三十五人の現場滞在時間の平均は、三十二・五分、医療機関への収容以来の問合せ回数平均は一・五回で、比較的円滑に搬送できている状況でしたが、八月に救急搬送困難事案として、現場滞在時間三時間十七分、医療機関への収容依頼問合せ回数五回という事案が発生しました。

次に、自宅療養者からの救急要請のうち、不搬送となった事案についてでございます。七月が二件、八月が十九件で、合計二十一件ございました。不搬送となった主な理由につきましては、救急隊から自宅療養者の状態を保健所へ連絡し、保健所の判断により不搬送となったものの、容態が回復したため自宅療養者から搬送辞退の申出があったものなどがございます。

次に、熱中症による搬送についてでございます。令和二年は、七月が十八人、八月が百九十八人の合計二百六十六人、令和三年は、七月が六十五人、八月が七十五人の合計百四十人ございました。令和二年八月は記録的な酷暑となり、猛暑日が八月としては統計開始以来、最多日数となったことから、熱中症による救急搬送が大幅に増加いたしました。熱中症により搬送された傷病者のうち、初診時に死亡と診断された事案につきましては、令和二年八月に一件、令和三年八月に一件ございました。

最後に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における当局の消防特別警戒期間中における救急出動についてでございます。

令和二年の同時期の救急件数を比較すると、割合として八・九%増加となりました。救急出動体制につきましては、オリンピック対策として、廃車予定の救急車を一時的に活用し、オリンピック競技会場に二台配備し、十台の救急車で運用したところ、全ての救急出動に対応できたものでございます。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁をいただきました。かなり夏場は逼迫した状況が今の御答弁でも分かるだろうというふうに思います。特に、新型コロナウイルスの陽性者が非常に増え

たことから、搬送が増えるというのは御答弁の中でもはつきり分かるわけです。メディアの中では、非常に長い時間の搬送困難な事案が伝えられていますけれども、その中でも、報道などで伝えられるほど酷いという状況ではなかった、これはたまたま何とかがあったというようなのが実態ではないだろうかというふうに思います。

これに加えて、オリンピックなどの状況も相まったので、先ほどのとおり、廃車予定の車を何とか使って乗り切ったというのが実態ではなかったかどうかというふうに思います。

先ほど私が申し上げた方は、とはいえ、夏場、死亡事例などもある話で、特に熱中症は我慢をしたりだとか遠慮したりすることは命の危険につながるので、あまり心配しなくてもいいよというふうに現場の職員たちは逼迫していて、そういう言葉もあるだろうけれども、遠慮なくきちんと救急要請してくださいというふうに、その方に伝えてくださいと言ったところ、しばらくしたら窓が開くようになってほつとしたというふうには伝えられています。善意で救急が逼迫すると大変だということということはいろいろところで言われがちですが、こういったところが丁寧に寄り添うような対応になればいいなというふうに思います。

もう一つは、オリンピック、この影響も大きかったというふうに言わざるを得ないかなと思います。現場の職員の方々は、なかなかそういうふうに言うことはできないかもしれませんが、正直に言って、無観客で助かったというのが実態だろうと思うんですね。これで有観客で霞ヶ関カンツリーに何万人の方がいらつしやったことを考えたら、ぞつとするだろうなと思います。職務ですから、いなくてよかったというふうには聞いてもなかなか言えないだろうと思いますので、この点についてはあえて聞きませんが、そういうようなリスクを抱えた中のオリンピックだったということは指摘しておきたいと思います。

最後に、お聞きはしませんけれども、先ほど五〇周年の答弁の中にもありましたけれども、住民に寄り添ってというような姿勢で仕事に当たられるような態度が示されましたので、ぜひ現場の職員の方には、特に弱い立場の人たちになるべく不安

を与えることがないように、現場対応に当たっては、ぜひ研修など、それから日常の業務の中で丁寧に、これも職員にあまりストレスを与えても困るということもありますので、そういうことがきちんと理解できるように、現場の職員たちの教育に努めていただきたいと、この点は申し上げさせていただきます。私の一般質問とさせていただきます。

○中原秀文議長 以上をもって通告者の質問は終わりました。
これをもって一般質問終わります。

△閉 会

○中原秀文議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後四時二十一分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について
本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について
議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四

出席者の一覧を配布した。
会議録署名議員指名について

日程第五

議長指名のとおり決定した。
監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

令和三年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告した。

日程第七 議案第七号 令和二年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

原案認定

日程第八 議案第八号 令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

原案可決

日程第九 同意第四号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

同意

日程第一〇 一般質問について

議員二人が一般質問を行った。